

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費その社会保障施策に要する経費

地方消費税交付金の引上げ分については、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものとする」とされています。

令和元年度綾川町一般会計当初予算における社会保障施策に要する経費への充当状況については、次のとおりです。

（歳入）

地方消費税交付金（社会保障財源化分） 275,000 千円

（歳出）

社会保障4経費その社会保障施策に要する経費 2,151,010 千円

【地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費その社会保障施策に要する経費】

（単位：千円）

		経 費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源分)	その他
社会福祉	障害者自立支援施行事業費	490,016	355,641			27,508	106,867
	重度心身障害者等医療費支給事業費	97,265	36,631		2	12,412	48,220
	後期高齢者医療事業費	420,980	63,416		6,484	71,870	279,210
	子育て支援医療費支給事業	92,150	18,000			15,179	58,971
	児童手当支給費	302,761	256,850			9,398	36,513
	ひとり親家庭等医療費支給事業費	17,610	7,800			2,008	7,802
社会保険	介護保険事業（繰出金）	485,123	26,854			93,812	364,457
保健衛生	母子保健事業	27,286	1,875			5,202	20,209
	保健事業	113,915	6,185		23,445	17,254	67,031
	予防接種費	103,904	4,465			20,356	79,083
合 計		2,151,010	777,717	0	29,931	275,000	1,068,362

※地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。